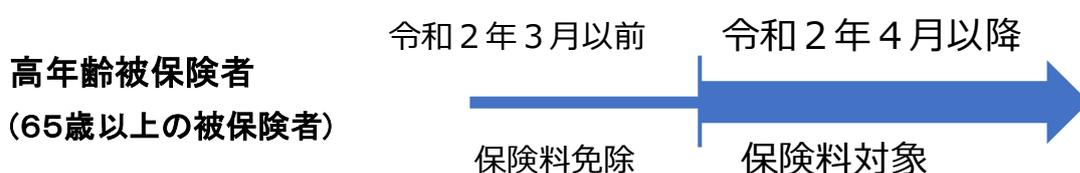


事業主の皆様へ

雇用保険 高年齢被保険者の保険料徴収が始まります

これまで**高年齢被保険者**(65歳以上の被保険者)の保険料は免除されておりましたが、令和2年3月をもちましてその免除期間が終わります。つきましては**令和2年4月以降**、雇用保険の被保険者は年齢に関わらず**保険料の対象**になります。



保険料をお預かください！



特記事項

- **高年齢被保険者について**
雇用保険の被保険者で、平成31年4月1日時点で満64歳以上の方を指します。
※昭和30年4月1日以前に生まれた方
- **今回の年度更新での扱いについて**
今回の年度更新(平成31年4月～令和2年3月)までは免除の対象です。
- **高年齢被保険者が受けられる給付について**
高年齢被保険者として離職した際は、受給要件を満たすことで下記、高年齢求職者給付金を一時金で受給できます。

被保険者であった期間	給付日数
1年以上	基本手当の50日分
1年未満	基本手当の30日分